

平成 28 年 12 月定例会

平成 28 年 12 月 13 日

開会時間：午後 1 時 30 分

○事務局長

ご起立ください。礼。ご着席ください。

○議 長

本日、平成 28 年 12 月、池田町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、ご多忙の中、ご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

ただいまの、出席議員は 7 名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今より、平成 28 年、12 月定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 1

会議録署名議員の指名を行います。本定例会の、会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、3 番、飯田茂治君、4 番、和田義則君、の両名を指名します。

日程第 2

会期の決定についてを議題と致します。

おはかり致します。本定例会の会期は、本日から 15 日までの、3 日間としたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日から 15 日までの 3 日間に決定致しました。

おはかり致します。会期中の、会議予定につきましては、お手元に配布しました定例会、会議予定表のとおりであります。なお、委員会審議のため、14 日は、休会にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、13 日と 15 日は本会議、14 日は、委員会審議のた

め休会とすることに決定いたしました。

日程第 3

諸般の報告を致します。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります、日程表のとおりであります。本議会に、すでに配布のとおり議案第 71 号ほか 19 件が提出されております。なお、地方自治法第 121 条の規定により、説明のため、町長ほか、関係者の出席を求めています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4

議案第 71 号 平成 28 年度 池田町一般会計補正予算 第 4 号

日程第 5

議案第 72 号 平成 28 年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算 第 2 号

日程第 6

議案第 73 号 平成 28 年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算
第 2 号

日程第 7

議案第 74 号 平成 28 年度 池田町簡易水道特別会計補正予算 第 3 号

日程第 8

議案第 75 号 平成 28 年度 池田町下水道事業特別会計補正予算 第 3 号

日程第 9

議案第 76 号 平成 28 年度 池田町介護保険特別会計補正予算 第 3 号

日程第 10

議案第 77 号 池田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正について

日程第 11

議案第 78 号 池田町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正
について

日程第 12

議案第 79 号 池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 13

議案第 80 号 池田町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正について

日程第 14

議案第 81 号 池田町職員の育児休暇等に関する条例の一部改正について

日程第 15

議案第 82 号 池田町町税条例等の一部改正について

日程第 16

議案第 83 号 池田町情報公開条例の制定について

日程第 17

議案第 84 号 池田町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 18

議案第 85 号 財産の処分について

日程第 19

議案第 86 号 財産の処分について

日程第 20

議案第 87 号 財産の処分について

日程第 21

議案第 88 号 財産の処分について

日程第 22

議案第 89 号 財産の処分について

日程第 23

議案第 90 号 財産の処分について

以上、20 議案を一括議題とします。議案の朗読を省略します。
町長より、施政方針並びに、議案の提案理由の説明を求めます。

○町 長
(議長、町長 杉本)

○議 長
町長、杉本君

○町 長

池田町議会 12 月定例会の開会にあたり、一言、ごあいさつ申し上げるとともに、町政の報告と、本日も提案いたしました各議案についてご説明申し上げます。

初めに、今年も、はや師走も半ばを迎えましたが、議員各位には、本定例会、全員のご出席を頂きありがとうございます。ここで、町政、諸事についてご報告いたします。

先ず、冠山トンネル掘削工事の状況についてご報告いたします。池田町側冠山第 2 トンネル工事につきましては、12 月 6 日現在、2490m まで進んだとのことであり、また、岐阜県側冠山第 1 トンネルにつきましては、トンネル延長 1239m 中、12 月 6 日現在 441m まで進んだとのことであり、

また、持越トンネルにつきましては、11 月末現在トンネル延長 293m 中 200m まで掘削が進み、道路、橋梁を含めた、全体延長 994m の改良につきましては、平成 30 年度供用開始を目途に進捗を図っているとのことであり、

次に予めから検討を重ねておりました、池田町情報公開条例の制定につきましては、本日、本定例会に提出いたしました。

地方自治の本旨に則した町政を推進する上で、町民の知る権利を尊重するとともに、町政の諸活動を町民に説明する責務が全うされるよう努めるものであります。また、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、町民の理解と信頼を深め、町民の参加による公正で開かれた町政を推進すべく、制定いたすものでございます。町民への周知期間をもち、来年、平成 29 年 4 月 1 日より施行いたしたくお願い致したものでございます。実施する機関につきましては、役場、議会をはじめ、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会といたしております。公開を請求できる方につきましては、町内に住所を有する個人及び法人等でございます。公開できない情報につきましては、「個人に関する情報」、「法人その他の団体に関する情報または事業に関する情報」、「事務又は事業の適正な遂行に支障をきたす恐れのある情報」、「法令等の規定により公にできないとされている情報」などであり、また、審査請求についての審査、及び情報公開

制度についての調査審議を行うための情報公開審査会を設置するものであります。

次に、先の10月28日の議会臨時会においてご同意を頂きました、宮内庁長官山本信一郎氏への名誉町民推挙にあたっての顕彰式についてご報告いたします。ご本人の帰省が叶わないことから、私及び議長、教育長、並びに広報関係者が上京いたし、この12月17日宮内庁において執り行う事となりましたのでご報告いたします。

次に平成26年から教育交流としての事業に取り組んでおりました東京都立芝商業高校との間で、この度、池田町の環境や風土、まちづくり事業などを教科書とした学びの場を開設する「芝商 いけだキャンパス」開設事業に取り組むこととなりました。その教育交流事業を開始するにあたり、双方が事業調印する式を12月20日芝商業高校にて執り行う事となりましたのでご報告いたします。この事業は芝商高生15名程度の選抜チームが来町し、年毎の池田町素材をテーマにして商品提案する実践型教育を行うもので、優秀と認められるものは議会に提案し、商品化するというものであります。また、池田中学校生徒との交流事業として、部活や学習の指導、さらには港区、浜松町の浜祭りへの生徒派遣なども行うとするものであります。池田町といたしましては「高校生が挑む地方創生協力隊」と銘打って取り組んでまいりたいと考えております。以上町政の報告といたします。

それでは、本日もご提案いたしました、議案の概略についてご説明申し上げます。

まず、議案第71号 平成28年度池田町一般会計補正予算第4号につきましては、この度歳入歳出総額に5億8,724万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億388万4千円といたすものでございます。その主な内容は、2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費において、インターネットにおける情報セキュリティ強化対策として190万1千円を、また、7項企画費 2目企画開発費においては、新たに採用いたします、地域おこし協力隊の経費として177万4千円を追加計上いたしました。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費においては、幸寿苑に設置する見守りカメラの導入補助として92万7千円を計上いたしました。

6款農林水産業費 2項林業費 2目林業振興費 におきましては、パソコンで森林簿を管理するためのGPSシステム整備費として267万7千円を計上いたしました。

7款商工観光費 1項商工費 3目定住促進事業費 におきましては、農村 de 合宿キャンプセンターにWiFi環境を整備する工事費として119万円を、また、2項観光費 1目観光開発総務費におきましても、町の駅周辺にWiFi環境を整備する工事費として79万1千円を計上いたしました。

10款教育費 3項中学校費 2目教育振興費におきましては、中学2年生が地域の人々と関わり合いながら、池田町を学び、考え、町の将来と自らの生き方を学習する「マジプロジェクト」事業の経費として33万4千円を。5項社会教育費 5目文化財保護費においては、野尻にあります、民俗資料館の収蔵の整備、除籍を行

う経費として124万2千円を。また、8目能楽の里文化交流会館費におきましては、交流会館ホールの可動イス修繕費として105万5千円を計上いたしました。

13款諸支出金 1項基金費 1目財政調整基金費 におきましては、この度足羽川ダム建設に伴い、水没地域内にある町有物件等の補償金の一部が支払われることから、財政調整基金にその全額を積立ようとするものでございます。

以上これら歳出に対する主な財源といたしましては、1款町税で330万円、11款国庫支出金で92万7千円、16款繰越金で1,193万7千円、17款諸収入で5億7千66万7千円を持って措置いたしましたものであります。

次に、議案第72号、平成28年度池田町国民健康保険特別会計補正予算 第2号につきましては、出産一時金など57万1千円を追加し、歳入歳出の総額を3億8,617万円といたすものであります。

次に、議案第73号、平成28年度池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算 第2号につきましては、臨時雇用賃金を減額するとともに、薬の分包機購入費などで787万6千円を減額し、歳入歳出の総額を1億9,284万7千円といたすものであります。

次に、議案第74号、平成28年度池田町簡易水道特別会計補正予算 第3号におきましては、上水道の機器修繕費など、81万5千円を追加し、歳入歳出の総額を9,087万8千円といたすものであります。

次に、議案第75号、平成28年度池田町下水道事業特別会計補正予算 第3号におきましては、1万5千円を追加し、予算の総額を2億2,860万8千円とするものであります。

次に、議案第76号、平成28年度池田町介護保険特別会計補正予算 第3号につきましては、施設、介護サービス並びに、地域密着型介護サービスの利用者が増加している為、2,696万1千円を追加し、予算総額を4億2,921万6千円とするものであります。

次に、議案第77号、池田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。議案第78号 池田町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について。第79号、池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、の以上3議案につきましては、先の人事院勧告に伴う改正をお願いするものであります。

次に、議案第80号、池田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、法律の改正に伴い、職員の介護休暇の分割制度の導入や介護時間の新設を追加するものであります。

次に、議案第81号、池田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましても、法律の改正に伴い、育児休業等に係る子の範囲の拡大の規定を追加するものであります。

次に、議案第 82 号、池田町町税条例等の一部改正につきましては、平成 28 年度税制改正を受け、医療費控除の特例の創設等について、改正を行うものであります。

次に、議案第 83 号、池田町情報公開条例の制定につきましては、町政を推進する上で、町民の知る権利を尊重し、町政の諸活動を町民に説明する責務が全うされるよう、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、町民の理解と信頼を深め、町民の参加による、公正で開かれた町政をより一層推進するため、情報公開条例を制定するものであります。

次に、議案第 84 号、池田町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、所得税法等の一部を改正する法律の公布を受け、所定の改正をお願いするものであります。

次に、議案第 85 号、財産の処分についてから、第 90 号、財産の処分についてまでの 6 議案につきましては、足羽川ダム事業の水没区域内にあります、町有施設等について、国からの補償を受けるため、地方自治法及び議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上、本日ご提案いたしました、各議案の概略についてご説明申し上げましたが、細部につきましては、ご質問に応じ、わたくし、または、総括監理官、教育長、もしくは担当課長よりお答えいたします。

何卒十分ご審議のうえご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議 長

日程第 24

一般質問を行います。これより、通告により発言を許します。

宇野 邦弘君

○宇野議員

(議長 宇野邦弘)

○議 長

宇野 邦弘君

○宇野議員

通告に基づき一般質問を大きく 4 点にわたって致します。宇野邦弘でございます。まず最初に、情報公開と町長交際費について改めて質問いたします。今年の 3 月議会で、私も求めていた情報公開条例が本議会によりやく提案されました。提案理由には、町民の参加による公正で開かれた町政をより一層推進するためと謳われてい

ます。まさにその通りです。情報公開条例制定を大いに歓迎するとともに、さらに開かれた住民参加の町づくりに奮闘していただきたいと思います。この関連で、やはり町長交際費の問題について再度触れざるをえません。3月議会での私の質問に対して、町長は「公開については考えていない」、こう言いながらも、同時に頑なに、「協議しようとかそういうことではありませんので、町長交際費につきましても、様々なものを町民の皆様にお知らせできるような体制に整えていくことが求められておりますので、今しばらく時間をいただきたい、という風に考えております」こう答弁されました。あとどれくらいの時間が必要なのですか。情報公開条例の施行は先ほどの提案にもあったように制定されたならば、4月1日、来年が施行です。それ待ちにせず、すみやかに公表できるのではないですか。自民党の稲田防衛大臣の空の領収証問題などから各地の政務活動費、政治と金の問題、たとえ1万円10万円であっても大問題になっています。池田でも同じではないでしょうか。1年間に300万円近い町長交際費、一般の方の年間収入並です。年金で、厚生年金でもこんな高額な方はおられません。4年間合わせたら1,200万円もの多額の金の使い道を明らかにしないまま今なお来ている。これは時代遅れじゃないでしょうか。大問題であることを、是非自覚していただきたい。先日の毎日新聞に県内の市長交際費とその公開の度合いが報道されていまして。この報道で面白い比較がありました。各市の市長交際費を、市民1人当たりで見たらどうか、それによると、市団体で一番多い、一人当たり、大野市が59円。福井市は2.45円。池田町はいくらか、私計算してみました。なんと1,113円です。越前町や南越前町も調べました。一人当たり48円、南越前町296円になりました。越前町の3.8倍、大野市の18倍。福井市の454倍です。もちろん小さい池田町といえども1つの自治体です。単に比率だけで語れないことは承知しております。問題は公開されていないことです。中身が公開されて、町民が理解し、納得できれば、たとえ1人当たり1,000円になっても、2,000円になってもそれは構いません。問題はそれが公開されていないことだと思います。南越前町では町長の交際費の支出基準に関する要綱という訓令第12号を昨年11月26日発令し、支出基準を決めています。池田町でも、こうした基準があるのでしょうか。なければただちに作ることを求めます。こうした、公開とともに、全国町村会など町長が各地に出かけておられます出張費、これは当然全国会議などの主催者から出ているとは思いますが、そうなのですか。その出張手当もでているのですか。そういった点で、明確な答弁を求めます。

2点目に庁舎改築問題です。今日午前中の全員協議会で、こうした庁舎改築における役場あり方検討中間報告というものが出されました。今年の3月議会の中で、今の庁舎は耐震に、改修のためには4億円以上かかり、開発センターの耐震の補強にも3億4千万程度必要だ、こう答弁されました。今日の全員協議会の中でも、こうした中間報告がなされましたけれども、こうした見積額、今日の午前中に至るまで

私一度も知りませんでした。報告されていませんでした。もちろん町民にも知らされていないと思います。庁舎改築は大事業だと思います。それだけに、慎重に、町民により知らせてことを進めるべきだと思います。新築する場合、場所はどうか、あるいは現在の役場機能が本庁と、能楽の里文化交流会館、ほっとプラザ等数か所に分散しているその集約化をどう考えるのか、自然環境との関係、いずれも多額の財源が必要だと思います。今、図書館の増改築、今回の議会の中でも、図書館の新築についての中間報告もされました。今、交流会館の設備の老朽化が目立っています。定期点検も、なされていなくて、点検すると、あっちもこっちも直さなければならぬので、こういうことを聞きましたけれども、実際はどうでしょうか。本日の補正予算の提案の中にも、交流会館の施設の改修予算、盛られましたけれども、あくまでも応急であり、抜本的改修ではありません。こうした経費を足羽川ダム水没にかかわる公共補償だけをあてにしても限度があります。いずれにせよ大事業です。一部の幹部職員だけが議論していくのではなくて、町民に大いに公開できるところは公開して慎重に事を進めるべき問題です。こうした点について、現在の役場内での検討状況、またどういう人用で検討されているのですか。役場で働いている職員の意見をよく聞くことはもちろん、多くの町民からのパブリックコメントといいますか、町民の声をしっかり聞いて事を、まさに慎重に、納得と合意の下で進めるよう求めるものであります。

大きな3点目です。政府の規制改革推進会議の提起に基づいて、農協改革についての町長の見解を求めます。わが池田町議会に、福井池田町農業協同組合から規制改革推進会議の農協改革についての要請、11月30日できております。この要請文では、規制改革推進会議農業ワーキンググループなどがまとめた、農協改革に関する意見は、全農の委託販売の1年以内の廃止や、信用事業を営むJAを3年後に半減するなどの内容であり、TPP対策の名の下での、農協改革にすり替えており、容認することはできない。JAは農業者の所得向上と地域の活性化に向けて実質的な組織として、民主的に運営している。そのあり方は、組合員が自ら決めていくものであり、一方的な偏った提言内容を強制するものであってはならない。こう触れて、具体的に、この池田町農協の要請文では、農協改革については自主自立の協同組合であり、民間団体として自己改革することが原則である。そして、JA全農経済連の機能について、全農経済連が農業資材などのコスト削減に取り組むことは必要であるが、生産資材の情報提供だけで契約の当事者がJAとなれば、価格交渉力が弱まり、結果として農家所得の向上に寄与しない、こう触れています。この改革提案は全農農協がおこなっている肥料や農薬などの共同購入事業からの撤退を求めています。提言では農協系統が手数料を取っていることを肥料などの高値の原因だと決めつけて手数料の廃止まで強要しています。手数料の廃止をもし民間の商社や流通業者に求めたら、それはまさに商売が成り立ちません。こんなことを求めたら、商社など

から、気はたしかか、こう怒られるのがおちです。こんなことを提言しています。さらに提言では、単位農協が農産物の販売に全力をあげられるようにするため、と称して信用事業を営む農協を3年を目途に半減させるとまで言っています。池田町農協の要望書でも、こう批判しています。信用事業のあり方について、信用事業を営むJAを3年後に半数を代理店方式にするという提言は根拠に乏しく、信用事業を縮小することになり、営農、経済事業にも大きな影響が及びJAの総合力を弱めるものである。こう語っています。ある幹部の方も、

「こんなことやられたら、もう池田ではやっていけない。合併しかない。だいたい、政府は農業や農協のことをまったく分かっていない。農協潰した。」

こう語っています。農協はもともと農家の協同組織です。一人は万人のために、万人は一人のために、これが協同組合の原則です。信用事業があってこそ総合農協として成り立っています。農協自身が語っているように、農協自身の自己改革は必要でしょう。問題はそれを上から、まさに頭ごなしに提言を押し付けていることです。安倍首相は、世界で一番企業が自由に活動できるようにするためには全農が邪魔だとばかりに、農業改革の政府は、農協改革にかかっている、全農改革の提言を私が責任を持って実行する、と豪語しています。まさに農業、農協潰し、絶対に認めるわけにはいきません。この推進会議のメンバーの中に農協関係者は1人もおりません。全てが安倍首相が選んだメンバーばかりです。弱肉強食を進め、強い者だけが一層強くなる、競争万能社会を求める臣従信者ばかりです。地方創生、田園回帰といいながら一層のこうした地方の冷えと農業つぶしを図るこうした提言について町長はどうお考えですか。池田町における農協のあり方について関係課長の見解もお知らせください。町長はよく承知してない、こういう答弁をされますけれども、農業に見識があり、全国的に活躍されている町長が、政府のこうした農協攻撃について、池田町農協を挙げてこういう要請も出している問題について、よく承知してない、よもやそういう答弁がなされないことも付け加えて3点目、最後の問題に移ります。

最後に、指定管理団体である池田屋が運営するそば道場の改修事業、並びにほととプラザのデイサービスセンター入り口の雨よけ設置についての質問です。いずれも、町の指定管理団体ですから、町の予算で改修や補修をすることは当然です。今年3月の予算議会で、そば道場の改修事業予算として1067万円が決まっています。その根拠として、改修の設計図や見積もり案が既に1月に役場関係課にもだされ、予算が決められたところですが、ところが、そば道場に働いている現場の方に聞きますと、その設計図を見せてもらったのは、つい最近11月末になってからということです。設計図の見積もりや設計図の日付、1月15日、1月16日になっています。この設計図を10カ月もたって初めて見せられた現場の方はこんな改修では困る、こんな改修ならやらん方がいい、こうも言っていました。関係課長に聞きますと、現場

の意見を聞いて進めようとは基本にあり、この図面はあくまでも案だ、こう言いますけれども、1月に設計事務所から改修案の図面が出され、3月議会で予算もつけているのになぜ10カ月もの間現場の関係者に知らされていなかったのですか。どうしてこんな経過になっているのか、経過の説明と見解を求めます。指定管理といてもほぼ100%役場の方針で取り組んでいる池田屋です。1067万円もの町のお金を注ぎ込む大改修事業です。池田屋の内部の意思疎通の問題では済まされないと思います。今からでもしっかりと現場で働く人たちの声や意見をよくくみ取って利用者からも、現場からも良かったと言われる改修になるよう改善を求めます。場合によっては来年度に繰り越し処置をとることも含めて、大至急の検討を進めていただきたい、いかがでしょうか。現場の利用者の生の声を生かす点での不十分さ、他の問題でもいくつかございます。小学校横の杉の子パークがリニューアルオープンいたしました。前の木製の方がよかったのですね。こういうお母さん方の声聞きます。杉の子パーク内に小さな山がありますけれども、2歳から小さいお子さんはほとんど登れない、せめてちょっとした階段をつけてほしい。こういう細かな声でありますけれども、様々な声があります。ほっとプラザのデイサービスセンターへの玄関の雨よけ。私も関係者の意見を聞いて、雨の日現場を見せてもらいましたけれども確かに車いすの出入りが雨がかかる。こういう点では、ちょっとした下屋といいですか、何がほしい、こういう問題もあります。どんな事業も簡単ではないでしょう。いろんな意見が聞けば聞くほど出てくるでしょう。問題はこういう現場の声、生の声、働いている人の声を、率直に取り入れる。オープンにできるところは町民にオープンにしながら、役場庁舎問題も含めて、大いに町民参加の事業推進を求めて、私、宇野邦弘の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○町 長
(議長、町長杉本)

○議 長
町長 杉本君

○町 長

ただいまの宇野議員のご質問にまず私からお答えいたします。1点目の情報公開と町長交際費に係るご質問にお答えいたします。速やかな公表との事でございますが、本定例会にご提案いたしておりますように、公表のルール等について整備をいたしまして、今後公表してまいりたいと考えております。また、他市町村との比較で、高いようだとのご指摘でございますが、行政上の諸状況の違いや課題、事情の違いなどから当然取組むべき諸対応の違いがあります。一日一概に高い低いを論じ

ることは適切でないと考えております。また、町村会関係や諸団体に関係する出張の旅費等につきましてはそれぞれから支出いただいております。次に、政府が示した農協改革についての所見について申し上げます。まず、農協はこれまで農家の営農と暮らしを守るため営農指導や金融、共済事業を中心に農業農村を支えてこられました。また、農家のよりどころとしても、その役割を果たしてこられたことに敬意を表する次第でございます。この度、政府から示された改革指導案につきましては専門的知見に乏しい私が縷々申し上げることはできませんが、目先の小手先の構えだけの改革では、また元の木阿弥帰ってしまうものと考えております。やはり、今申しましたように、農協の本質はどこにあったのか、協同組合理念とは何か、どうすることなのか、自問自答からの再出発こそが必要ではないかと考えております。その意味では、数年で答えを出せという指示は、いささか乱暴であり、それこそ性急な取り組みが悪影響を生む恐れがあると感じております。

以上私からのお答えといたします。

○監理官
(議長、総括監理官、溝口)

○議長
総括監理官 溝口君

○監理官
私のほうから、宇野議員からありましたそば道場改修に関するご質問にお答えをいたします。まず最初に指定管理を行っている施設の改修につきましては、指定管理者による主体的管理を原則としながら、協定書に基づく協議を行って対実施をしているところでございます。そして本件のそば道場の改修案につきましては1月段階で現場の方々のご意見をお伺いをし、それを木質化というテーマに沿って、たたき台を作成したものでございます。これについては3月に現場の方に提示をしております。今のところはそば道場の施設長を中心に検討をいただいていると聞いております。設計案の確定をしたうえで工事に着手をしていきたいという風に考えているところです。以上宇野議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○清水課長
(議長、総務政策課長 清水)

○議長
総務政策課長 清水君

○清水課長

私より、宇野議員お尋ねの役場庁舎改築に関してお答えをいたします。耐震補強に係る経費でございます。役場庁舎が約4億5475万円、開発センターが約3億4544万円となっております。次に基本コストにおきまして、役場機能を集約化する考えはあるのかどうかでございます。基本構想作成にあたって事務機能の分散化が課題の1つであると捉えております。現庁舎用地と合わせいくつかの建設候補地を検討している段階でございます。また、計画に当たっては広く町民各層の声をというご質問でございます。今後基本計画を作成する段階で検討できればと考えております。最後に公共施設の維持修繕経費についてでございますが、現在進めております公会計、固定資産台帳の整備を踏まえまして、公共施設の有効活用とともに、施設の修繕額についても検討できればと考えております。以上宇野議員のお答えといたします。

○江端課長

(議長、保健福祉課長 江端)

○議長

保健福祉課長 江端君

○江端課長

ただいまの宇野議員のデイサービスセンターの玄関雨よけ設置に関するご質問にお答えをいたします。デイサービスの送迎は玄関前に送迎車をつけて、利用者の方が乗り降りをしております。玄関雨よけの設置については建物の構造上の制約と駐車場のスペース屋根雪の始末、除雪作業等の関係で現設計としたものであり、現在のところ雨よけの増築の計画はありません。デイサービスの運転手さんには、議員ご指摘の通り利用者の方が雨に濡れないように乗り降りできるようご苦勞をおかけしているところではございますが、ご理解のほど賜りたいと思っております。以上で保健福祉課からの宇野議員へのお答えとさせていただきます。

○山口課長

(議長、教育委員会事務局 課長 山口)

○議長

教育委員会事務局 課長 山口君

○山口課長

宇野議員のご質問にお答えいたします。能楽の里文化交流会館の設備の状況や修繕に対する考え方についてのご質問でございますけれども、交流会館の主要な設備におきましては、毎年適切な保守を行っております。その他の設備につきましては必要に応じて点検、修繕を行っております。以上で宇野議員へのお答えといたします。

○議長

ただいまの、理事者の答弁に対して宇野邦弘君、よろしいですか。

○宇野議員

はい

○議長

宇野邦弘君

○宇野議員

はい。再質問いたします。1つは町長の先ほどの農業、農協改革についての所見ですけれども、残念ながら専門的知見を持っていないと、こうおっしゃいましたけれども、農協出身であり、まさに農業については、私は十分専門的知識を持った町長だと思っています。この池田町の農協から出された要望という事の見解についてはいかがでしょうか。それも再答弁を求めたいと思います。町長交際費については、速やかに公表すべきだという事を重ねて申し上げます。

溝口総括監理官の答弁との関係ですけれども、3月に現場に提示をしたという事ですけれども、そして、具体的な工事着手というのはどういう方向になっているのか、これも指定管理者の話なので任せてあるということなのかどうなのか、という点での答弁を求めます。

○総括監理官

議長、総括監理官 溝口

○議長

総括監理官 溝口君

○総括監理官

ただいまの宇野議員のご質問にお答えします。そば道場につきましては、夏の間

はお客さんが多いので、なかなか検討できる時間もなかったという事を聞いております。秋口はありましたので、その検討を今しているという事ですが、ご指摘の通り内部の意思疎通が、タイミングが悪く 11 月になって道場長の方に示されていると聞いてますが、今オフシーズンに近くなって、内部での打ち合わせを進めてくれということ、こちら指定管理者側からも申しているという事でございます。以上でございます。

○町 長
議長、町長 杉本

○議 長
町長 杉本君

○町 長
改めて宇野議員からのご質問というか、ご要請がございましたので、私から農協改革のことについて所見を改めて述べさせていただきたいと思いますが、基本的に JA さんには、経営責任を負われている役員の方がいらっしやて、そして先ほども議員がおっしゃったように、一人は万人のために万人は一人のためという理念のもとに組合員がいらっしやると、いう事であります。それらの組織に対して、私がこの場所で改革案についてものを申し上げるのは、いかがなものかと思えます。やはり、全国的な組織になってしまいましたけれども、組合員のための農協であり、あるいは農協というものをよりどころとして活動されてこられた組合員の方々が、どこがだめなのか、あるいはどこが自分たちの思う改革と違うのか、そこをきちんと社会のみなさんにお伝えをして、お伝えをしてただ拳を挙げて反対を唱えるだけではなく、意見も述べることを述べながら自らの足元を改良しようではないか、修繕しようではないかと思われる行動を起こされることが、いま大切なことだと私は思っております。先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、もう一度農業協同組合とはなんであったのか、あるいは何をするために組織をしたのか、こういったことに立ち返っていただいて、足元を見直しながら社会に合うように、あるいは組合のみなさん方の暮らしぶりも変わってきたわけですから、どのような事業の取り組みが必要なのか、時間はさほどないのかもしれませんが、今一度議論、協議をされることの方が私としては近道ではないかこのように思っている次第でございます。以上でございます。

○議 長
宇野邦弘君よろしいですか。

○宇野議員

はい。

○議 長

宇野君。

○宇野議員

こういう規制推進会議の、農協のあり方についての一方的な偏った提言内容を容認することはできない。池田町農協の要請では言ってるんです。そのことについての、賛同できるのかどうか、その点をお聞きしているんです。だから、大いに物申す町長として、こういう政府の規制改革推進会議の農協改革提言というのはおかしいという事を発信していただきたいという思いで聞いているわけです。

○町 長

ご要望ですか。

○宇野議員

はい

○町 長

ご要望ですね。議長

○議 長

町長 杉本君

○町 長

この場での発言は差し控えさせていただきたい。このように思います。

○議 長

これをもちまして、通告者による一般質問を終わります。

ただいまの、一般質問に対する、理事者の答弁、並びに、先ほどの、施政方針に対する関連質問がありましたら、お受けいたします。質問ありませんか。

これをもちまして、一般質問並びに、関連質問を終わります。

先ほど、町長より施政方針に加えて、議案の提案理由の説明がありましたが、これより、各議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

これをもちまして、質疑を終わります。

おはかり致します。ただいま議題となっております、議案第 71 号から、議案第 90 号までを、会議規則第 38 条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、お手元に配布しました、議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定致しました。

ただいま、常任委員会に付託しました案件については、各委員会ごとに審議賜りたいと思います。

日程第 25

請願文書表を議題といたします。本定例会までに受理した請願は、お手元に配布しております、請願文書表のとおりでございます。

おはかりいたします。請願第 1 号につきましては、文教経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、請願第 1 号につきましては、文教経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会します。

○事務局長

ご起立ください。礼

閉会時間午後 2 時 28 分

議 長

署名議員

署名議員

